

平成30年2月9日

全管連 第51回事務局研修会
報告事項

	頁
1. 第58回通常総会・全国大会及び関連行事について	2
*静岡総会PR資料	別添
2. 指定給水装置工事事業者の更新制度について	9
3. 全管連会館建替えに向けた進捗状況について	13
4. 表彰制度について	19
5. 管工事賠償補償制度について	28
6. 「漏水事故防止チェックシート」の作成について	31
7. 「中央会・業務災害補償制度」のご案内	36
*「中央会・業務災害補償制度」パンフレット	別添
8. 全管連 主要会議等予定表（案）	38
9. 全管連団体要覧（第30期）	別添
10. 青年部協議会機関紙「アヒルのたまご №61」	別添
11. 受験講習会案内 （一財）地域開発研究所	別添
・ 「2018 管工事受験講習会案内書」	
・ 「2018 土木受験講習会案内書」	

全管連発30第 7号

平成30年1月22日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

第58回通常総会・全国大会・記念旅行等に関する予備調査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会第333回理事会(1月17日開催)において、第58回通常総会等関連行事を別掲日程により「静岡県コンベンションアーツセンター(愛称:グランシップ)」(静岡県静岡市)において開催することとなりました。各位におかれましてはご多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、多数のご出席を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、総会等関連行事の円滑な準備運営を図るため、出席者の予備調査を実施いたします。貴組合からの出席者数を調査票により、2月28日(水)までにメールまたはFAXにてご回答下さるようお願い申し上げます。

なお、出席者は人数のみで結構ですが、なるべく確実な人数をご記入ください。この調査結果に従って、開催地組合では宿泊の確保等諸準備に入りますので、本申込時と大幅な変更がないようお願い申し上げます。

敬具

◎本件に関するお問い合わせ先

事務局 佐藤・阿蘇・仲村

TEL 03(5981)8957

FAX 03(5981)8958

メール higuchi@zenkanren.or.jp (小島)

全管連第 58 回（平成 30 年度）

通常総会・全国大会・懇親会及び記念旅行イベント、宿泊について

1 第 58 回通常総会・全国大会及び懇親会について

(1) 期 日 : 平成 30 年 7 月 4 日 (水)

(2) 場 所 : 静岡県コンベンションアーツセンター (愛称: グランシップ)

静岡県静岡市駿河区東静岡 2-3-1 TEL: 054-203-5710

月日	行 事	時 間	場 所	会 費
平成 30年 7月 4日 (水)	受 付	午後 0 時 00 分～	グランシップ 1 F ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様につき 30,000 円 (税込み) ・夫人同伴の場合は、2 人で 45,000 円 (税込み) ・総会・全国大会・懇親会はセットになっております (宿泊費は別途料金)。
	通常総会	午後 2 時 00 分 ～午後 3 時 15 分	1 F 中ホール「大地」	
	全国大会	午後 3 時 30 分 ～午後 4 時 30 分		
	懇 親 会	午後 5 時 30 分 ～午後 7 時 30 分	1 F 大ホール「海」	

※ 通常総会・全国大会会場 (グランシップ) へのアクセス

○各自会場へご集合をお願い致します。懇親会后、宿泊の方は静岡駅南口までのバスを運行致します。

電車: JR 東静岡駅から徒歩約 3 分

車: 静岡 IC から約 20 分、新静岡 IC から約 15 分

駐車場は普通車約 400 台のスペースがございます。満車となる場合もございます。

ご利用の際には館内の精算機でご精算ください。(1 時間 100 円)

2 宿泊について

総会前日 (7/3 (火))、及び当日 (7/4 (水)) の宿泊を希望される方は、JTB 中部 MICE センターを通じて宿泊のご予約を承りますので、併せてお申込下さい (下記の宿泊料金は、朝食・税・サービス料込み)

ホ テ ル 名	宿 泊 料 金	備 考
ホテルセンチュリー静岡 静岡市駿河区南町 18-1 TEL: 054-284-0111	シングル(1名利用) 13,000 円 ツイン (1名利用) 17,000 円 ツイン (2名利用) 9,500 円	JR 静岡駅より徒歩約 1 分 チェックイン午後 2 時～ 契約駐車場あり・有料
ホテルアソシア静岡 静岡市葵区黒金町 56 TEL: 054-254-4141	シングル(1名利用) 12,000 円 ツイン (1名利用) 14,000 円 ツイン (2名利用) 9,000 円	JR 静岡駅より徒歩約 1 分 チェックイン午後 2 時～ 契約駐車場あり・有料
静鉄ホテルプレジオ静岡駅南 静岡市駿河区南町 13-21 TEL: 054-202-5000	シングル(1名利用) 12,000 円 ツイン (1名利用) 14,000 円 ツイン (2名利用) 9,000 円	JR 静岡駅より徒歩約 2 分 チェックイン午後 3 時～ 契約駐車場あり・有料
ホテルガーデンスクエア静岡 静岡市葵区紺屋町 11-1 TEL: 054-252-6500	シングル(1名利用) 9,500 円	JR 静岡駅より徒歩約 5 分 チェックイン午後 3 時～ 契約駐車場あり・有料

※各ホテルの契約駐車場は台数に限りがございます。

事前予約不可となっております。先着順でのご案内となります。

詳しくは各ホテルまでお問い合わせください。

3 記念イベントについて

(1) 記念旅行

期 日：平成30年7月5日(木)～6日(金)

宿泊場所：伊豆長岡温泉 三養荘(人数により『石のや』へ宿泊の場合がございます。)

旅行代金：下記料金には貸切バス・宿泊代(夕・朝食付)・昼食代(2食付)・入場料等を含みます。

[お一人様につき] いずれも税・サービス料込み。

3名～4名1室：44,000円 2名1室：54,000円

※1名1室利用は施設利用の関係上、設定がございませんので、予めご了承ください。

日次	月日(曜)	行 程	食 事
1	7/5 (木)	<p>※下記のいずれかのコースをご選択いただけます。</p> <p>静岡駅==== 9:00</p> <p>コース① 久能山東照宮見学(往復ロープウェイ利用)</p> <p>コース② 日本平ホテルラウンジにてティータイム</p> <p>9:45～11:25</p> <p>====プランオーシャン【昼食】====白糸ノ滝【見学】====</p> <p>11:50～13:00 14:00～15:00</p> <p>====静岡県富士山世界遺産センター【見学】====伊豆長岡温泉(泊)</p> <p>15:25～16:15 17:30頃</p> <p>★三 養 荘：静岡県伊豆の国市ままの上270 TEL:055-947-1111 (または石のや)：静岡県伊豆の国市長岡192 TEL:055-947-0733</p>	<p>朝：×</p> <p>昼：○</p> <p>夕：○</p>
2	7/6 (金)	<p>旅館====韮山反射炉・江川邸【見学】====お食事処松韻【昼食】====</p> <p>9:30 9:45～11:15 11:30～12:30</p> <p>====静岡駅 又は 三島駅</p> <p>14:30頃 13:00頃</p>	<p>朝：○</p> <p>昼：○</p> <p>夕：×</p>

● お願い/このご旅程は各地の道路状況により多少時間が変更になる場合がございます。

※主な見どころ

1 久能山東照宮

徳川家康公をご祭神としておまつりする全国東照宮の創祀です。家康公は晩年、駿府城に在りましたが、1616年(元和2年)4月17日、75年の生涯を閉じられました。家康公は生前、自分の死後について「遺体は駿河国の久能山に葬ること」との遺言を残されました。この御遺命により御遺骸を久能山に埋葬し、その地に2代将軍秀忠公の命により久能山東照宮が創建されました。当時最高の建築技術・芸術が結集された、権現造、総漆塗、極彩色の御社殿は江戸初期の代表的建造物として国宝に指定されています。

2 白糸ノ滝

1936年(昭和11年)、国の名勝及び天然記念物に指定され、1950年(昭和25年)10月には「観光百選滝の部」で1位に選ばれ、古くからその見事な眺めが人々に愛されている滝です。

3 富士山世界遺産センター

2013(平成25)年6月にユネスコの世界文化遺産に登録された「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」を後世に守り伝えていくための拠点施設です。当センターでは、「永く守る」「楽しく伝える」「広く交わる」「深く究める」の4つの柱を事業として、国内外の多くの方に歴史、文化、自然など、富士山を多角的に紹介します。

4 伊豆長岡温泉 三養荘

緑深い壮大な敷地には雅びな趣があり、小瀧や流水を配した庭園が広がり、四季折々の自然美をご堪能いただけます。緑の庭園に点在する本館客室では日本建築伝統の重厚な風格を、新館客室では建築家・村野藤吾氏の設計による数寄屋造りの粋と和・洋室の調和もご満喫いただけます。岩崎弥太郎の長男久彌の別邸を利用した旅館です。

5 韮山反射炉

2015年(平成27)年7月、韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録されました。幕末期の代官江川英龍(坦庵)が手がけ、後を継いだその子英敏が完成させました。反射炉とは、金属を溶かし大砲を鑄造する炉。稼働した反射炉が現存するのはここだけです。

(2) ゴルフ大会

ア 開催日時： 平成 30 年 7 月 5 日 (木) 9 時～

イ 会 場： 富嶽カントリークラブ (静岡県静岡市清水区夙原 1783- 1 TEL0544 - 65 - 2211)

富嶽カントリークラブは 27 ホールの設定も可能な 164ha (約 50 万坪) の広大な敷地に白鳥コース・宝永コースそれぞれに 9 ホールを配した合計 18 ホールを配置しており、距離もありフェアウェイも広く、雄大な富士を背景に伸び伸びとプレーして頂けます。OB にもなりにくく特にシニアには有利なコース設定となっています。また、全 18 ホールから世界遺産・霊峰富士を望むことができ、四季折々のコース情景と雄大な富士山を見ながら開放的なプレーを楽しんでいただけるコースです。

ウ 予定人員： 80 名 (キャディ付乗用カート 白鳥 (OUT) ・宝永 (IN) コース 13 組ずつ)

エ 参加費： お一人様 17, 000 円 (プレー代・昼食代・会費含む)

(売店・茶店等のご利用につきましてはお帰りの際、各自ご精算をお願い致します。)

オ 行動予定： 07:30 ホテル出発 (センチュリー・アソシア)

08:15 マイカー組の方、ゴルフ場集合

08:30 受付

09:00 スタート (各コース同時スタート)

カ 昼 食： ハーフ終了後クラブハウスにて (1,500 円の食事券、追加分は各自精算)

キ 表 彰： 優勝、準優勝、3 位、4 位、5 位、10 位以下 10 を加えて 70 位までと BB 賞

OUT・IN それぞれ 1 ホールずつニアピン賞 (OUT 4 番 IN 2 番)

OUT・IN それぞれ 1 ホールずつドラコン賞 (OUT 2 番 IN 4 番)

※表彰式は時間の都合上行いません。

※表彰 (賞品) 等は、後日成績表とともに発送させていただきます。

ク 競 技： 18 ホールズ ストロークプレー ダブルペリア方式

ケ その他： バスの運行予定

往路： センチュリー・アソシア (07:30 発) ～ ゴルフ場 (08:20 着)

復路： ゴルフ場 (16:30 発) ～ 静岡駅 (17:30 着)

(3) ゴルフ大会終了後、記念旅行に合流する場合

ア ゴルフ場から伊豆長岡温泉までバスを運行します。

ゴルフ場 (16:30 発) ～伊豆長岡温泉 (ホテル三養荘) (17:30 着) ⇒記念旅行組に合流

イ 記念旅行参加費 (追加負担)

[お一人様につき]

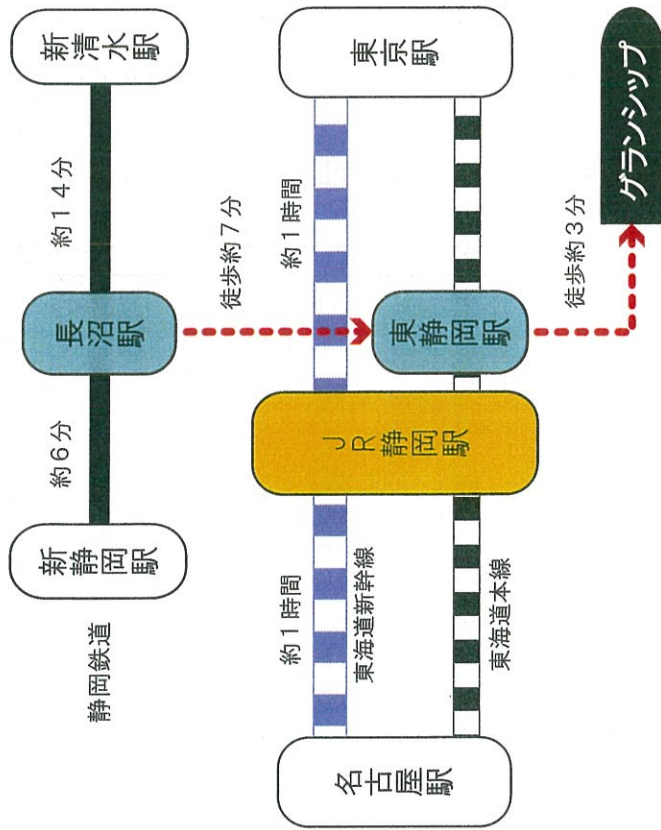
《2 日目観光》

3 名～4 名 1 室 : 37, 000 円 2 名 1 室 : 47, 000 円

※ 1 名 1 室利用は施設利用の関係上、設定がございませんので、予めご了承ください。

※ 2 日目のバスは、降車場所 (静岡駅・三島駅) によりバスの号車を決定致しますので、調査回答票にご記入ください。

交通案内 access map

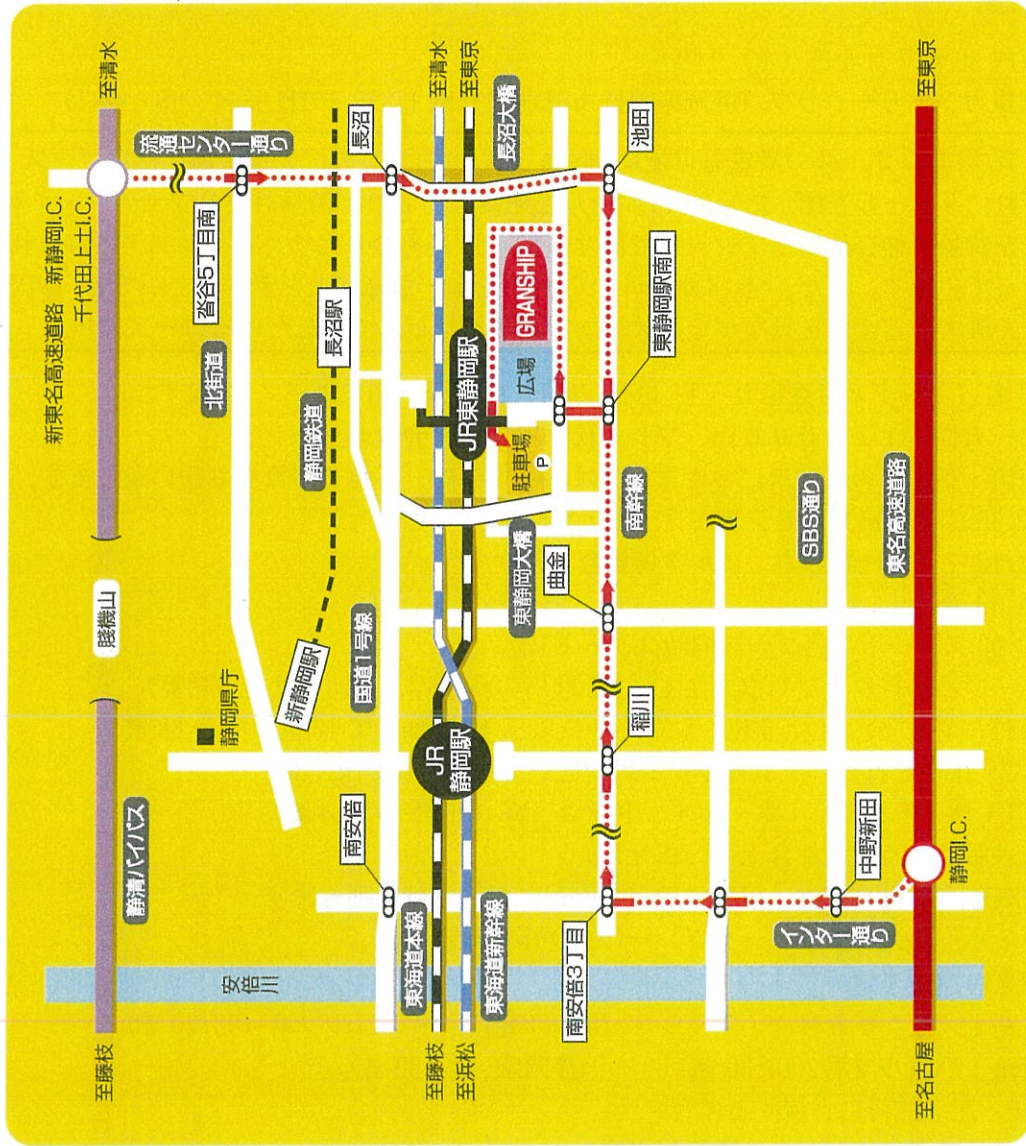


駐車場：普通乗用車400台（うち車椅子使用者用7台）
催事の開催状況によっては満車となる場合があります。
できるだけ公共の交通機関をご利用ください。



静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ

〒422-8019 静岡県静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号
TEL054-203-5710 (代表) FAX054-203-5716
<http://www.granship.or.jp/>



- JR東静岡駅南口隣接
- 静岡鉄道 長沼駅徒歩8分。
- 東海道新幹線（ひかり）で東京から1時間、大阪から2時間。
JR静岡駅乗換、東静岡駅まで3分。
- 車では、東名高速道路 静岡I.C.から6km、20分。
新東名高速道路 新静岡I.C.から9km、15分。
静岡バイパス 千代田上土I.C.から4km、10分。

会員各位

全国管工事業協同組合連合会
会長 大澤 規郎
(押印省略)

総会・全国大会への申込等の業務委託について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会では、平成30年度全国大会（静岡開催）におきましては、総会等関連行事の準備運営を円滑に行うため、大会参加申込書（本調査）の集約、登録及び大会参加者名簿の作成、大会参加費の請求・集金につきまして、旅行業者に業務委託をし、受付専用窓口にて取り扱いをさせていただきます。

また、宿泊・記念旅行・ゴルフ大会等につきましては、旅行業者が企画・実施する募集型企画旅行として参加者と旅行業者の間で直接契約を締結する形として取り扱いをさせていただきます。

会員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

尚、予備調査に関しましては例年通り本部事務局宛にお申し込みをお願い致します。

敬具

◆対応予定旅行会社◆

受託販売（受付専用窓口）

株式会社 JTB 株式会社 中部 MICE センター

〒453-0872 名古屋市中村区平池町4

ささしまライブ 24 グローバルビル 6階

観光庁長官登録旅行業第1446号

TEL：052-212-7019 FAX：050-3737-8303

営業時間 平日／9：45～17：45

（土曜・日曜・祝祭日は休業）

総合旅行業務取扱管理者 匹田 晴隆

※2018年4月1日以降、社名が下記の通りとなります。

「株式会社 JTB ビジネスネットワーク 中部 MICE センター」

旅行企画・実施

株式会社 JTB 中部

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4

JR セントラルビル 39階

観光庁長官登録旅行業1762号

日本旅行業協会正会員・旅行業公正取引協議会



旅行業公正取引
協議会 会員



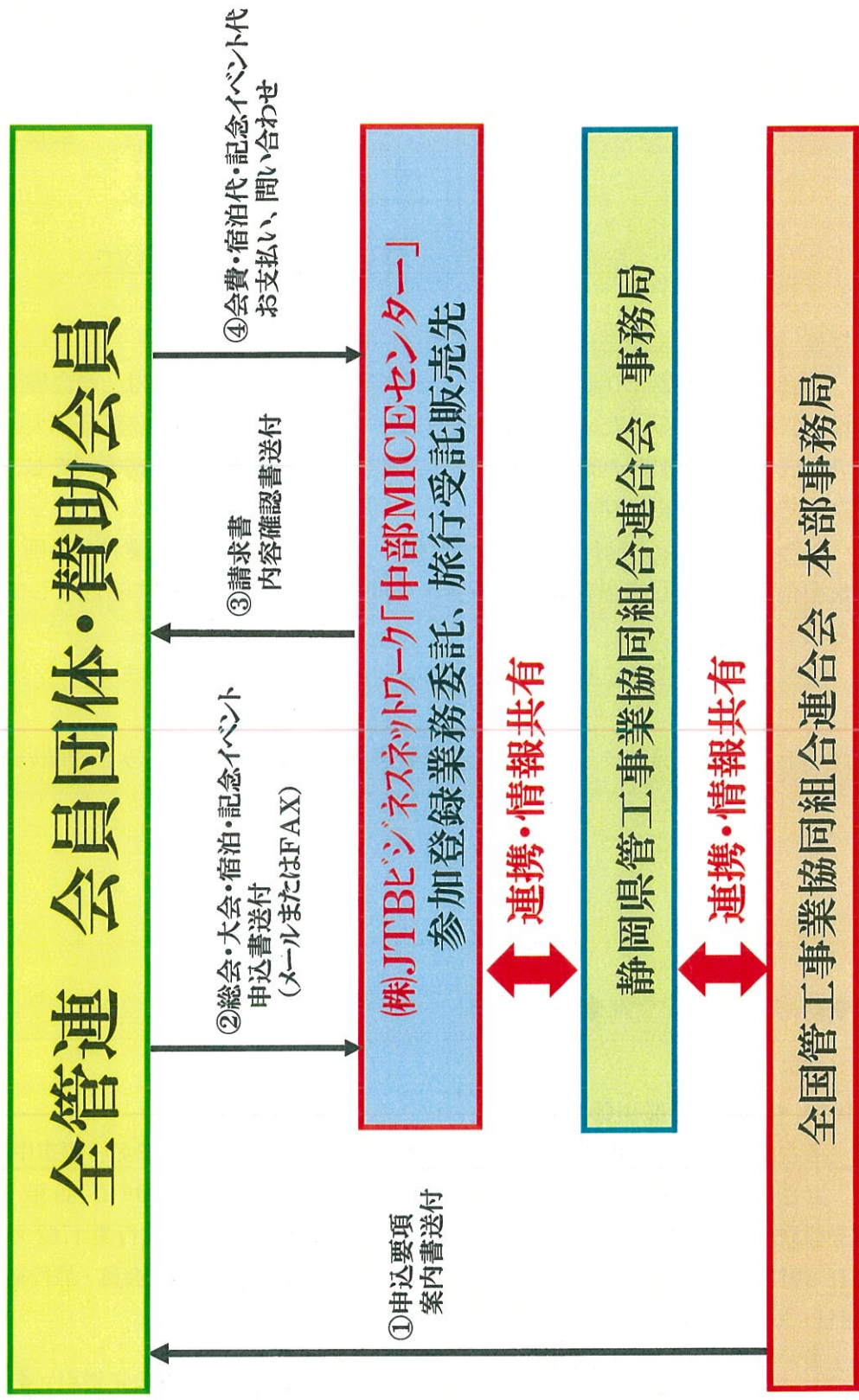
※2018年4月1日以降、社名が下記の通りとなります。

「株式会社 JTB」

通常総会・全国大会及び関連行事等への出席並びに宿泊の申込み



㈱JTBBビジネスネットワーク「中部MICEセンター」が、申込受付の窓口となります。
追加・変更・取消、その他ご要望に関するお問い合わせに対応いたします。



指定給水装置工事事業者の更新制度について

・経緯等

水道法の一部を改正する法案については、昨年3月に国会へ提出されたものの継続審議の扱いとなっていた。しかしながら、この度の衆議院の解散により廃案となった。

全管連では、地域に根差した組合及び所属員企業が将来にわたり災害に強い、地域社会の整備に寄与し、その期待に応えていくために指定給水装置工事事業者更新制度の創設等及び管路更新等の工事が促進されるよう水道法の改正実現に向けて、水道議連の先生方にご指導・ご協力をいただきながら、要望活動を続けていくこととしている。

(参考)

平成29年

- | | |
|--------|---|
| 1月20日 | 第193回国会(常会) 招集 |
| 3月7日 | 法律案の閣議決定 |
| 6月18日 | 国会会期終了により継続審議へ |
| 9月28日 | 第194回国会(臨時会) 衆議院解散により廃案 |
| 11月29日 | 大澤会長、松田副会長(東京都連)が要望(別紙)
・水道議連: 川崎会長、田村顧問、盛山幹事長、
務台事務局長
・厚生労働省: 高木副大臣、牧原副大臣 |
| 12月12日 | 大澤会長、松田副会長が要望
(水道議連: 盛山幹事長、務台事務局長同席)
・厚生労働省: 蒲原事務次官、樽見大臣官房長 |

平成30年

- | | |
|-------|--|
| 1月10日 | 大澤会長、青木鹿児島県連会長が要望
(水道議連: 川崎会長同席)
・水道議連: 森山自由民主党国会対策委員長 |
| 1月18日 | 大澤会長、高橋副会長(岡山県)が要望
・厚生労働省: 加藤大臣 |
| 1月18日 | 松田副会長が要望
・総務省: 小倉政務官 |

全管連発29第134号
平成29年11月29日

厚生労働副大臣
衆議院議員 高木 美智代 様

全国管工事業協同組合連合会
会長 大澤 規郎

水道関係予算満額確保及び水道法改正法案の早期成立に関する要望

平素は、本会に対し格別のご指導を賜り深く感謝申し上げます。

さて、私ども全国管工事業協同組合連合会に所属する管工事組合及び約1万6千社の組合員企業は、水道事業体と連携して、国民が日々生活するうえで最も重要なライフラインである水道を支えています。また、大地震や集中豪雨等の災害時には、いち早く現場に駆けつけ応急給水・応急復旧活動を行っております。

一方、水道施設の老朽化はますます進行し、耐震性の低さは改善されないままとなっており、早急に水道管路更新を進める必要があります。その実現に向けて、平成30年度水道予算確保の大幅増額確保が必要であります。

地域に根差した組合及び所属員企業が将来にわたり災害に強い地域社会の整備に寄与し、その期待に応えていくためには、概算要求額の増額確保、年間を通じて安定的な工事の発注が行われることが、ぜひとも必要であり、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、水道利用者に良質な給水管工事をお届けするためには、指定給水装置工事業業者の更新制度導入とその適正な運用（確認事項の活用等）を通じて地元密着の技術力のある工事店が存続し続けることが必要です。このため、水道法改正法案の再提出並びに早期成立に向けて、特段のお力添えをお願い申し上げます。

水道法改正案（指定給水装置工事事業者の更新制導入）関連事項

現行制度は規制緩和政策の一環として導入→悪質工事事業者対策として指定要件強化が望ましいが実現は困難
 →指定更新制の導入と併せて更新時に水道事業者から工事事業者に対する的確な指導が必要

給水装置工事の事業の運営に関する基準（水道法施行規則第36条）規

定項目例

- ・工事毎の主任技術者の指名
- ・配水管分岐部からメータまでの工事（技能を有する者）
- ・研修機会の確保
- ・工事に関する記録、保管

各工事事業者が上記基準を遵守しているか／業務内容（修繕工事を行っているか、夜間休日対応はどうか等）はどうかを確認し、指導・情報発信に活用すべき

確認事項の活用方法

更新にあわせて確認することが望ましい事項

- 指定工事事業者講習会の受講状況
- 主任技術者等の研修会の受講状況
- 配管技能者の配置状況
- 指定工事事業者の業務内容

指導

情報発信

- 確認した情報をもとに、指定工事事業者を指導することで、資質の保持を図り、安全で信頼される給水装置工事の確保・違反行為・苦情・トラブルの減少につなげる。

- 利用者が指定工事事業者を選択する際に有用な情報となるようわかりやすい情報発信の一つとして活用することが有効。

- 水道事業者がきちんと指導・情報発信を行うことがポイント
- 主任技術者の研修受講の義務化、配管技能者の国家資格化、優良工事事業者の認定や表彰制度なども今後の検討課題

※平成 29 年 11 月 8 日開催の公明党上水道・簡易水道問題協議会

において、法改正後の運用をきちんと行うこと、別添事務連絡の徹底が必要であることを説明・要請した

事務連絡
平成23年8月30日

各都道府県水道行政主管部局 } 担当者
各厚生労働大臣認可水道事業者

厚生労働省健康局水道課

(2) 迅速かつ確実な復旧には、現場において配水管及び他の地下埋設物の状況を迅速に判断し、適切な作業を行う等の給水装置工事の実務的技能が必要となること。

また、誤分岐接合等の給水装置工事における不適切な工事の事例も依然として報告されていることから、平時においても給水装置工事の適切な施行を徹底する必要がある状況です。

給水装置工事の適正な施行について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。給水装置工事に際しては、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の4第1項の規定に基づき給水装置工事主任技術者を選任するとともに、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条第2号の規定に基づき、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させることとさせていただきます。

この「適切に作業を行うことができる技能を有する者」としては、平成20年3月21日付給水発0321001号「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」において次のように例示しています。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④財団法人給水工事業技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者（平成24年度より分岐せん孔技能講習を含む講習内容の充実及び「検定会」への名称変更を予定）

なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の技能を有している必要があります。

この度の東日本大震災では、給水管部分においても漏水が数多く発生しており、給水装置の復旧作業を進める中で改めて次のことが確認されております。

- (1) 都道府県を越えるような広域的な災害において、被災地の水道復旧の応援として給水装置の復旧工事を実施する配管工は、工法や材料に関する幅広い技能を有している必要があること。

水道事業者におかれましては、給水装置工事の適正な実施のため、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させるよう指定制度給水装置工事事業者に対し助言及び指導の徹底をお願いいたします。また、その確認にあたっては適切に作業を行うことができる技能を有する者の判断を客観的に行うため、先に例示した資格等を供給規程又は指定制度給水装置工事業者に関する規程に明示する等の方策を推進いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますようお願いいたします。

(1) 全管連会館建替えに向けた進捗状況について

会館建替えにおける概算事業費、想定財源、今後のスケジュール

1. 概算事業費

全体の概算事業費（税別）は下記のとおりである。

※全体の概算事業費

項目	会館概算事業費	出費予定額
建設工事費	約2.30億円	
解体工事費	約0.40億円	3520万円
設計費・工事監理費	約0.15億円	1500万円
建設期間の仮移転		敷金込(22ヵ月分)
オフィス賃貸料	約0.15億円	1078万円
テナント退去費用	約0.10億円	750万円
その他(備品等購入費等)	約0.10億円	
合計	約3.20億円	

※概算事業費の内訳は目安であり、今後変動する。

2. 財源

新会館の建設に際しては、定期預金及び国債を取崩して賄うほか、銀行借入を行う必要がある。想定する財源は、下記のとおりである。

※想定財源

建設費用名目	建設費用充当額
定期預金	128,000,000円
(特別積立金引当)	(60,000,000)
(会館改修引当)	(68,000,000)
国債の一部	100,000,000円
借入金	100,000,000円
合計	328,000,000円

※国債を解約し建設費用に充当することとなるが、この充当額は固定資産に振り替わることとなり、出資金自体が減額するわけではない。

3. 工事業者の選定

①解体工事について(契約締結 平成29年11月2日)

・工事業者 田中建設工業(株)

- ・支払条件 解体工事着工時（平成30年2月） 解体費の30%
- 解体工事完了時（平成30年4月） 解体費の70%

②施工会社（ゼネコン）

- ・見積提出予定企業
 - 日本建設（文京区小石川）
 - サンユー建設（大田区南雪谷）
 - 工新建設（新宿区下落合）
- ・業者の選定（平成30年1月予定）
- ・支払条件 工事着工時（平成30年5月） 工事費の20%
- 上棟時（平成30年8月） " 20%
- 竣工時（平成30年11月） " 60%
- ・材料支給（トイレ、洗面所、キッチン等の住設機器、空調機器等）
- ・設備施工業者は本会の所属員企業

4. 銀行借入

- ①借入時期と借入期間 平成30年10月借入（10年間で返済）
- ②借入金額 1億円
- ③借入先 3行程度で相見積

（メインバンクであるみずほ銀行大塚支店の他、公的融資制度〈日本政策金融公庫等〉の活用も検討する）

- ④借入利率 年1%以内で交渉

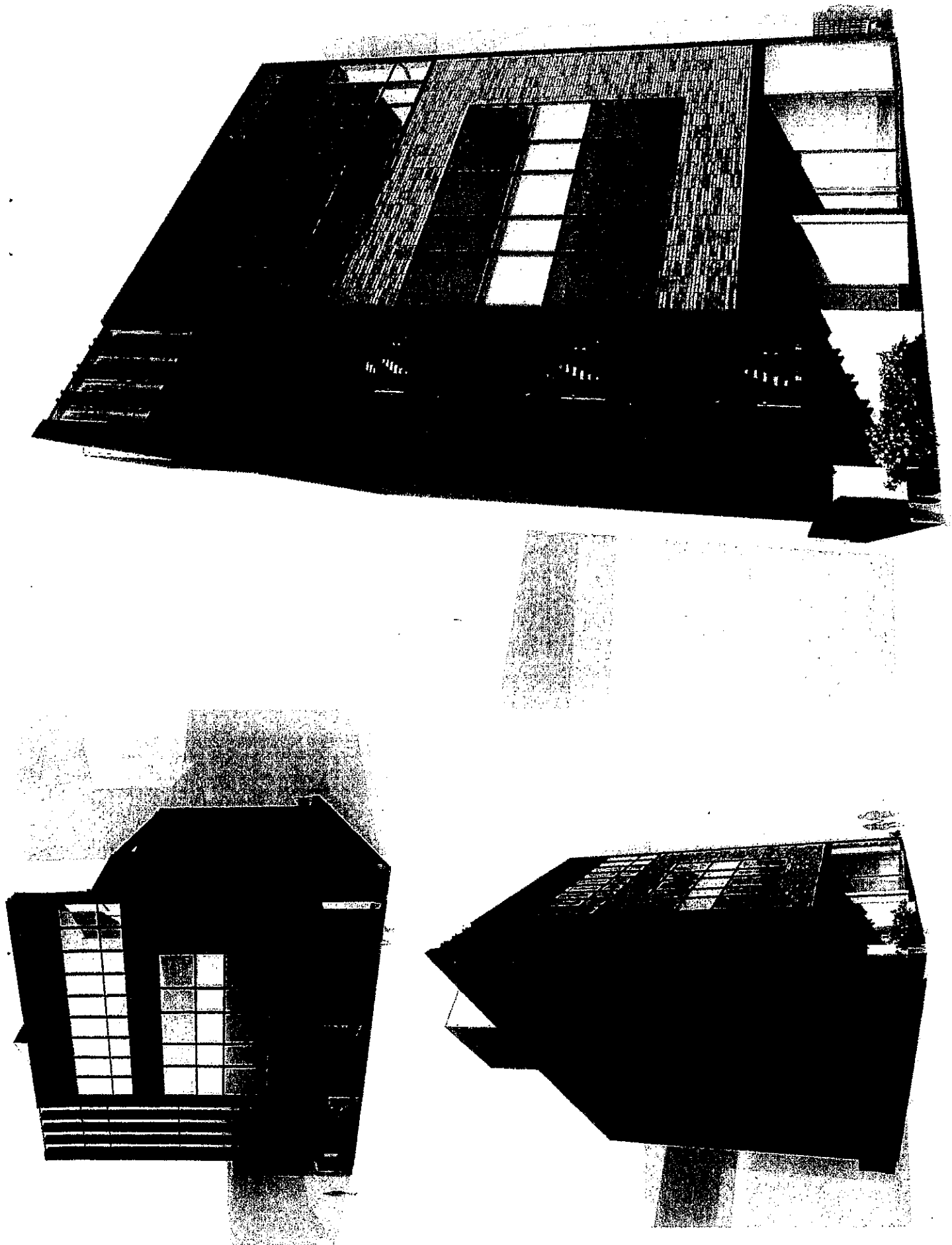
5. 仮移転事務所

- ①ヤマモト大塚ビル4F 〒170-0005 豊島区南大塚2-39-7
電話 03-5981-8957 FAX 03-5981-8958
- ②契約期間 平成29年12月1日～平成31年3月31日（16か月間）
（工事の進捗が予定通り進めば30年12月までで解約できる契約）
- ③月額賃料（共益費込・税別）486,970円、44.27坪、坪単価11,000円
- ④引っ越し 平成29年12月16（土）、17日（日）
- ⑤業務開始 平成29年12月19日（火）

6. その他

①新会館竣工イメージ図、②建設計画のお知らせ、③会館建替えスケジュール案、④事務所移転のお知らせ、は次頁のとおり。

以上



Project Name

(仮称) 全管連会館 新築工事

Image CG
AtPartners Architectural Design

建築計画のお知らせ

建築物の名称		(仮称)全管連会館新築工事	
建築敷地の地名地番		東京都豊島区北大塚3丁目30-11	
建築物の概要	用途	事務所	敷地面積 194.03 m
	建築面積	163.36 m	延べ面積 622.37 m
	構造	鉄骨造	基礎工法 杭基礎
	階数	地上 4 階 / 地下 0 階	高さ 15.30m
着工予定日	平成30年5月1日	完了予定日	平成30年11月30日
建築主	(住所) 東京都豊島区北大塚3丁目30-10 (氏名) 全国管工事業協同組合連合会 会長 大澤 規郎 電話 03 (3949) 7312		
設計者	(住所) 東京都千代田区五番町2-13林五ビル5階 (氏名) 株式会社アル・パートナーズ建築設計 橋川 雄一 電話 03 (3234) 2300		
施工者	(住所) 未定 (氏名) 電話 ()		
標識設置年月日	平成29	年 11	月 20 日

- この標識は、豊島区 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第 5 条第 1 項の規定により設置したものです。
- 上記建築計画についての説明の申出は下記へ御連絡下さい。(連絡先)

株式会社アル・パートナーズ建築設計 橋川 雄一 電話 03 (3234) 2300

会館建替えスケジュール案

項目	H29			H31												2017.11.30時点		
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
仮事務所引っ越し		↑																
工事業者の選定			↑															
解体工事				↑														
建替え工事													↑	↑				
建替え資金借入																		
新事務所引っ越し																		↑
新事務所披露(式典)																		
一時保管倉庫貸入れ期間																		↑

全管連発29第217号
平成29年11月30日

各位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

事務所仮移転のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、全管連会館の建替え工事に伴い、下記のとおり仮移転することとなりました。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもってご案内方々ご挨拶申し上げます。

敬具

記

1. 仮移転先の情報

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-39-7 ヤマモト大塚ビル 4階
TEL 03 (5981) 8957 FAX 03 (5981) 8958

2. 引越しに伴う業務休止期間

平成29年12月15日(金)～18日(月)

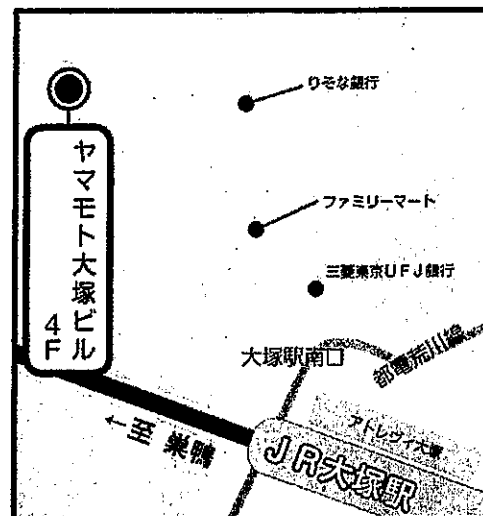
*上記期間中はFAX及びメールについても不通となります。

*12月19日(火)より業務を開始いたします。

3. 新会館での業務開始時期

平成30年12月を予定

〈仮移転先地図〉



以上

表彰制度について

全国管工事業協同組合連合会

平成30年2月

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
1	叙勲(春) (秋)	4月29日 11月3日	(二類) 次の各号に該当する年齢55歳以上の者 1. その内容が著しく危険性の高い業務に精励した者又は著しく危険性の高い環境において業務に精励した者 2. 精神的肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者 3. 人目につかない領域にあつて、多年にわたり業務に精励した者 (注) 原則30年以上業務に従事していること。 4. 下記のうちどちらかを満たすこと。 ・優秀施工者国土交通大臣顕彰の被顕彰者であること ・5人以上の部下を持つ職長等であること	国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 総務係 推薦枠 二類 2名

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
2	優秀施工者国土 交通大臣顕彰 (建設マスター)	10月中旬	<p>建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している現役の建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている方を顕彰する。</p> <p>次の各号すべてに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 直接工事施工の経験の積み重ねにより、直接工事施工を行うための卓越した優秀な技能を持ち、長年にわたる直接工事施工経験の結果として、このような技能に加えて現場施工管理能力等の技術的能力をも修得した者（会社の代表者の場合は、10人以下の会社のみ適用）。 2. 一 技能・技術が優秀であること 二 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていることかつ建設工事に相当の実績のあること 三 後進の指導・育成に努めていること 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること 五 他の建設現場従事者の模範たりうること 3. 建設現場業務に直接従事している年齢 40歳以上60歳以下の者（特例 35歳以上40歳未満、61歳以上の相当の理由がある者・但し1名限度） <p>*「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 現場業務直接従事期間が20年以上の者。 5. 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者。 6. 既に叙勲、褒章又は同様の趣旨の国土交通大臣（建設大臣）表彰等を授与されたことがない者。また、これまで団体役員の経験がなく、現在も役員でない者。 <p>(対象外となる者の例) 就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することなくもっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者。</p>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 内 建設マスター 事務局</p> <p>推薦枠 7名</p>

	表彰制度	発令表彰式	選考基準	提出先
3	青年優秀施工者 土地・建設産業 局長顕彰（建設 ジュニアマスタ ー）	10月中旬	<p>（顕彰の対象）</p> <p>顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設現場業務に直接従事している期間が10年以上の者 2. 建設現場業務に直接従事している年齢39歳以下の者 3. 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者 <p>（顕彰基準）</p> <p>顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術・技能が優秀である者 2. 技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献している者 3. 将来その活躍が一層期待される者 4. 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者 5. 勤務成績、日常行為等において他の建設現場従業者の模範である者 <p>（欠格等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象としない。 2. 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。 3. 既に叙勲、褒章又は優秀施工者国土交通大臣顕彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。 <p>（対象外となる者の例）</p> <p>就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することなく、もっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者。</p>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 内 建設マスター 事務局</p> <p>推薦枠 3名</p>

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
4	「浄化槽の日」 土地・建設産業 局長表彰	10月 1日	<p>1. 年齢 4月1日現在における年齢が50歳以上</p> <p>2. 浄化槽関連事業に25年以上継続して従事し、業務に精励するとともに、関係団体（市協も可*）の役員（理事以上。監事は除く）として5年以上在職し、業界の発展に寄与した者。</p> <p>3. 浄化槽関連事業に25年以上継続して従事し、業務に精励するとともに、業務改善・技術開発等を行って顕著な成果を挙げ、浄化槽の発展に寄与した者。</p>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 業課</p> <p>推薦枠 3名</p>

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
5	周年記念 国土交通省 土地・建設産業 局長感謝状	随時	<p>(建設業等功績者)</p> <p>1. 個人については、原則として次に該当し、建設業務に著しい功績を有し、他の模範であること。</p> <p>(イ) 年齢が50歳以上であること。</p> <p>(ロ) 20年以上建設業務に従事した経験を有すること。</p> <p>(ハ) 当該団体(都道府県)の役員歴を5年以上有すること。(役員は理事以上とし監事は含まない)</p> <p>(ニ) <u>過去に勲章、褒章並びに国土交通大臣表彰及び総合政策局長表彰(旧・建設省建設経済局長表彰(浄化槽発展功労なども含む))を受けたことがないこと。</u>(表彰には感謝状を含む。以下同じ)</p> <p>(ホ) 団体からの推薦があった者であること。</p> <p>(ヘ) 団体の長の表彰を受けたことがある者であること。</p> <p>2. 団体については創立10周年以上経過し、建設事業の発展に尽くした団体であること。(中央団体のほか、ブロック又は都道府県単位の団体を含む。国土交通大臣表彰を受賞している団体は除く)</p> <p>(欠格事項)</p> <p>候補者の選考に当たっては慎重に調査し、特に罪を犯した者、犯罪容疑者及び建設業法に基づく営業の禁止及び許可の取り消しを受けた者、宅地建物取引業法に基づく業務の停止及び免許の取消しを受けた者及び測量法に基づく営業の禁止及び登録の消除を受けた者であって、表彰することが国民感情にそぐわない者については行わないこと。</p> <p>【近年の受賞実績】</p> <p>平成29年5月 宮城県管工業協同組合</p> <p>平成29年3月 栃木県管工事業協同組合連合会</p>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 総務係</p> <p>推薦枠 3名以内</p>

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
6	周年記念 厚生労働大臣感謝状	11月頃	<p>(水道行政推進功労団体)</p> <p>水道行政推進、公衆衛生向上、国民生活の改善に関して著しい功績があった団体が、創立50周年の倍数(50、100等)を経過していること。</p> <p>(審査基準) 原則として、次の各号すべてに該当する組合について行う。</p> <p>1、水道行政推進、公衆衛生向上、国民生活の改善に著しい功績があった団体が、創立50周年の倍数を経過していること</p> <p>2、「資格者育成への貢献」として、組合において以下講習会等への対応について(定期的な開催の場合尚可)実績があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者試験準備講習会 ・1, 2級配管技能士 ・給水装置工事配管技能検定会 <p>3、「災害対応への貢献」に対応していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧活動など過去に起こった震災等への対応 ・行政との災害協定を締結していること ・行政との災害訓練に対応していること <p>【直近の受賞実績】</p> <p>平成29年7月</p> <p>氷見管工事業協同組合(富山県連)</p>	厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課総務係
7	安全優良職長厚生労働大臣顕彰	1月中旬	<p>顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。</p> <p>(1) 職長等としての実務経験が10年以上あり、現在も当該職務に就いていること。<u>安衛法の「職長教育」を修了して10年以上経過している者。</u></p> <p>(2) 職長等として担当した現場又は部署において過去5年以上、休業4日以上¹の災害が発生していないこと。</p> <p>(3) 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。</p> <p>(4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。</p> <p>(5) 60歳未満の方が望ましい。</p> <p>(6) <u>優秀施工者国土交通大臣顕彰を受賞していないこと。</u></p>	建設業労働災害防止協会 推薦枠 1名

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
8	(公財)日本建築衛生管理教育センター会長表彰	1月下旬	建築物環境衛生関係団体において建築物の環境衛生管理に関する知識、技術の普及向上並びに建築物環境衛生管理事業の発展に貢献し、その功績にかかる期間が当該年表彰日において5年以上であり、かつ、年齢50歳以上である者(春秋叙勲による勲章受章者、褒章条例による褒章受章者及び建築物環境衛生功労者として厚生労働大臣表彰を受けた者は除くものとする)	(公財)日本建築衛生管理教育センター 推薦枠 2名
9	全管連表彰	7月 全国大会時	全管連表彰規定による (A) 組合員 次の(イ)、(ロ)、(ハ)に該当する者 (イ) 同一組合の役員を通算5年以上務めて功績のあった者 (ロ) 本会役員を通算5年以上務めて功績のあった者 (ハ) 会員の推薦により本会理事会が妥当と認める者 (B) 法人の役員及び従業員 次の(イ)又は(ロ)に該当する者 (イ) 同一事業所に10年以上勤続し、成績優秀にして他の模範となるべき者 (ロ) 会員の推薦により本会理事会が妥当と認める者 (C) 組合職員 次の(イ)又は(ロ)に該当する者 (イ) 同一組合に10年以上勤続し、成績優秀にして他の模範となるべき者 (ロ) 会員の推薦により本会理事会が妥当と認める者	

	表彰制度	発令表彰式	選考基準	提出先
10	全管連会長感謝状	周年行事 (受賞日の3ヶ月前までに申請)	<p>会員組合の周年行事に際し、管工事業界及び管工事組合の発展に特に顕著な功績のあった個人、または管工事業界の発展に特に顕著な功績のあった団体であって、次の各号に該当するもの。</p> <p>(1) 個人 受賞日までの従事年数が以下に該当するもの。 1) 同一組合の役員を通算5年以上。 2) 同一事業所の役職員を通算10年以上。 3) 同一会員の事務局役職員を通算10年以上。</p> <p>(2) 団体 受賞日までの事業歴が10年以上。</p> <p>(3) その他 会員の推せんにより、本会会長が妥当と認める個人及び団体。</p> <p>○推せん人数 原則として、5名(団体)以内。</p> <p>○提出期日 原則として、感謝状受賞日の3ヶ月前。 審査ならびに賞状作成に日数を要するので、提出期日を厳守すること。</p> <p>○その他 同一の功績により、過去に本感謝状を受賞した個人及び団体を再度推薦する場合は、受賞後10年の経過を目安とすること</p>	

○各表彰のポイント

各表彰において、受賞される可能性が高いと思われる人物像について、ポイントを以下のとおりまとめましたので、選定の一助としてください。

なお、各表彰の推薦に係る諸条件については、各々の募集要項にてご確認ください。

1) 叙勲二類（瑞宝単光章）

- ・過去に建設マスターを受賞された方、技能五輪・技能グランプリ出場者、専門校等で配管技能に係る講師をされている方。

2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）

- ・一級または二級配管技能士、登録配管基幹技能者、給水装置工事配管技能者、配水管技能者（日水協）等の技能資格を取得して、現に技能者として従事している方。
- ・技能五輪・技能グランプリ出場者、専門校等で配管技能に係る講師をされている方。

3) 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）

- ・一級または二級配管技能士等の技能資格を取得して、現に技能者として従事している方。
- ・過去に技能五輪・技能グランプリ、その他都道府県主催の技能大会等に出場されている方。

4) 「浄化槽の日」土地・建設産業局長表彰

- ・日頃より浄化槽設置工事等に従事し、かつ、組合役員（単組も可）を務めている方。
- ・浄化槽関連団体の役員を務めている方。

5) 安全優良職長厚生労働大臣顕彰

- ・職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、各種安全衛生教育を積極的に受講されている方。

6) (公財) 日本建築衛生管理教育センター会長表彰

- ・貯水槽清掃作業監督者講習会、貯水槽清掃作業従事者研修会等において講師を行った方。または、組合役員として上記講習会等の開催に尽力した方。
- ・永年、ビル管理関連団体の役員を務めている方。

(報告事項5)

全管連発30第 号

平成30年 2月 日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

全管連・管工事賠償補償制度
組合手数料、制度推進事務費の送金について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会が昭和62年より実施しております標記制度につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成27年11月から平成28年10月における年間実績額が確定し、さる1月17日開催の第333回理事会において、平成28年度の管工事賠償補償制度の組合配賦額、制度推進事務費が下記のとおり承認されました。

別紙の合計金額を2月末日に貴会員口座に送金いたします。昨年と送金先口座に変更がある場合は、下記にご記入のうえ、2月 日 () までにFAXでお知らせ下さい。

記

第333回理事会「管工事賠償補償制度の組合配賦額」承認事項

- ① 組合配賦額
組合配賦割合を年間制度運営費の約57%
- ② 制度推進事務費（パンフレット配布等の協力費）
所属業者数×@200円

敬具

本件に関するお問合せ先

事務局 鈴木、依田 (いだ)

電 話 03(5981)8957

メール: ida-jiro@zenkanren.or.jp (依田)

口座名義人	金融機関名	種目	口座番号
	_____銀行・信金・信組・その他 _____支店	普通・当座	

全管連 FAX 03-5981-8958

管工事賠償補償制度 全国推進状況

都道府県	会員団体	平成29年 4月現在 会員数	平成27年度(平成27年11月1日～平成28年10月31日) 年間確定額								平成28年度(平成28年11月1日～平成29年10月31日) 年間確定額					
			平成22年 11月1日 加入件数	平成24年 11月1日 加入件数	加入件数	加入率	①年間掛金	②年間保険料	③制度運営費 =①-②	※組合配賦額 =③×60%	加入件数	加入率	①年間掛金	②年間保険料	③制度運営費 =①-②	※組合配賦額 =③×57%
1 北海道	北海道管工事業協同組合連合会	476	12	16	49	10.3%	17,732,680	12,215,400	5,517,280	3,310,368	50	10.5%	19,392,130	13,354,070	6,038,060	3,453,852
2 青森県	青森県管工事業協同組合連合会	216	6	7	14	6.5%	7,646,670	5,272,120	2,374,550	1,424,730	15	6.9%	9,915,390	6,841,080	3,074,310	1,758,547
3 岩手県	岩手県管工事業協同組合連合会	160	2	4	15	9.4%	3,554,980	2,450,140	1,104,840	662,904	16	10.0%	6,010,850	4,143,960	1,866,890	1,067,886
4 宮城県	宮城県管工事業協同組合連合会	288	6	10	30	10.4%	18,258,840	12,583,380	5,675,460	3,405,276	31	10.8%	18,062,950	12,445,320	5,617,630	3,213,360
5 秋田県	秋田県管工事業協同組合連合会	227	23	24	41	18.1%	15,954,700	10,995,380	4,959,320	2,975,592	43	18.9%	15,337,990	10,567,960	4,770,030	2,728,521
6 山形県	山形県管工事業協同組合連合会	265	18	20	44	16.6%	11,715,760	8,071,080	3,644,680	2,186,808	42	15.8%	11,603,000	7,991,000	3,612,000	2,066,113
7 福島県	福島県管工事業協同組合連合会	261	3	3	10	3.8%	2,108,320	1,449,620	658,700	395,220	15	5.7%	3,464,980	2,385,170	1,079,810	617,666
8 茨城県	茨城県管工事業協同組合連合会	338	4	7	39	11.5%	11,020,490	7,588,740	3,431,750	2,059,050	42	12.4%	11,290,680	7,772,110	3,518,570	2,059,050
9 栃木県	栃木県管工事業協同組合連合会	549	30	49	102	18.6%	27,498,680	18,943,240	8,555,440	5,133,264	111	20.2%	32,254,570	22,224,810	10,029,760	5,737,158
10 群馬県	群馬県水道工事業組合連合会	214	2	2	9	4.2%	2,837,850	1,956,070	881,780	529,068	11	5.1%	3,921,570	2,703,740	1,217,830	696,615
11 埼玉県	埼玉県管工事業協同組合連合会	888	2	8	46	5.2%	14,631,230	10,833,470	3,797,760	2,278,656	62	7.0%	18,384,810	13,274,190	5,110,620	2,923,343
12 千葉県	千葉県管工事業協同組合連合会	687	22	24	44	6.4%	9,980,200	6,877,000	3,103,200	1,861,920	46	6.7%	11,108,070	7,654,000	3,454,070	1,975,775
13 山梨県	甲府市管工事業協同組合	50	0	0	11	22.0%	1,972,080	1,357,920	614,160	368,496	11	22.0%	2,107,920	1,451,040	656,880	375,744
14 東京都	東京都管工事業協同組合連合会	1500	5	13	80	5.3%	21,995,360	15,151,300	6,844,060	4,106,436	83	5.5%	20,305,840	13,990,590	6,315,250	3,612,408
15 神奈川県	神奈川県管工事業協同組合連合会	811	5	8	41	5.1%	11,211,060	7,722,170	3,488,890	2,093,334	43	5.3%	11,692,900	8,054,540	3,638,360	2,093,334
16 新潟県	新潟県水道工事業協同組合連合会	595	6	9	48	8.1%	12,095,630	8,330,520	3,765,110	2,259,066	50	8.4%	13,615,240	9,381,760	4,233,480	2,421,608
17 富山県	富山県管工事業協同組合連合会	360	3	6	9	2.5%	2,898,600	1,994,520	904,080	542,448	12	3.3%	3,318,090	2,282,170	1,035,920	592,560
18 石川県	石川県管工事業協同組合連合会	340	16	18	26	7.6%	5,187,960	3,573,360	1,614,600	968,760	29	8.5%	5,471,920	3,768,400	1,703,520	974,436
19 福井県	福井県管工事業協同組合連合会	198	7	10	38	19.2%	11,000,750	7,576,810	3,423,940	2,054,364	41	20.7%	14,791,560	10,193,190	4,598,370	2,630,330
20 長野県	長野県水道工事業協同組合連合会	206	3	2	6	2.9%	2,206,340	1,520,920	685,420	411,252	6	2.9%	3,238,310	2,234,170	1,004,140	574,382
21 岐阜県	岐阜県管設備工業協同組合	502	11	13	26	5.2%	6,391,180	4,405,180	1,986,000	1,191,600	29	5.8%	10,484,790	7,224,530	3,260,260	1,864,913
22 静岡県	静岡県管工事業協同組合連合会	347	3	10	37	10.7%	7,108,580	4,897,420	2,211,160	1,326,696	38	11.0%	8,139,740	5,607,040	2,532,700	1,448,739
23 愛知県	愛知県管工事業協同組合連合会	943	12	15	29	3.1%	8,384,490	5,777,180	2,607,310	1,564,386	28	3.0%	8,514,310	5,866,470	2,647,840	1,564,386
24 三重県	三重県水道工事業協同組合連合会	179	2	2	7	3.9%	2,438,630	1,679,610	759,020	455,412	7	3.9%	2,684,670	1,850,400	834,270	477,214
25 滋賀県	滋賀県管工事業協同組合連合会	192	3	3	21	10.9%	3,698,480	2,548,060	1,150,420	690,252	25	13.0%	5,051,040	3,478,620	1,572,420	899,445
26 京都府	京都府管工事業協同組合連合会	265	6	5	12	4.5%	2,039,860	1,404,240	635,620	381,372	10	3.8%	1,549,080	1,066,800	482,280	275,871
27 大阪府	大阪府水道工事業協同組合連合会	650	14	13	26	4.0%	6,261,290	4,316,280	1,945,010	1,167,006	32	4.9%	8,752,910	6,036,000	2,716,910	1,554,109
28 兵庫県	兵庫県管工事業協同組合連合会	508	9	12	30	5.9%	9,051,960	6,233,040	2,818,920	1,691,352	34	6.7%	10,569,650	7,282,850	3,286,800	1,880,094
29 奈良県	奈良県管工事業協同組合連合会	113	2	2	5	4.4%	1,040,880	716,640	324,240	194,544	5	4.4%	1,076,760	740,880	335,880	194,544
30 和歌山県	和歌山県管工事業協同組合連合会	311	22	23	41	13.2%	5,612,080	3,863,960	1,748,120	1,048,872	44	14.1%	6,932,270	4,775,990	2,156,280	1,233,421
31 鳥取県	鳥取県管工事業協同組合連合会	38	1	1	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 島根県	松江管工事業協同組合	29	0	0	2	6.9%	237,840	163,560	74,280	44,568	2	6.9%	253,440	174,720	78,720	45,029
33 岡山県	協同組合岡山県管事業協会	183	1	2	5	2.7%	2,291,750	1,579,480	712,270	427,362	3	1.6%	1,991,440	1,373,320	618,120	353,573
34 広島県	広島県管工事業協同組合連合会	312	0	1	4	1.3%	1,228,440	845,790	382,650	229,590	5	1.6%	1,403,400	966,480	436,920	249,924
35 山口県	山口県管工事業協同組合連合会	49	0	0	0	0.0%	-	-	-	-	1	2.0%	151,440	104,040	47,400	27,113
36 徳島県	徳島市指定上下水道工事店協同組合	146	30	28	31	21.2%	4,979,920	3,430,360	1,549,560	929,736	38	26.0%	5,759,880	3,966,990	1,792,890	1,025,557
37 香川県	香川県管工事業協同組合連合会	214	1	5	16	7.5%	3,317,060	2,285,020	1,032,040	619,224	18	8.4%	3,456,020	2,381,100	1,074,920	619,224
38 愛媛県	愛媛県管工事業協同組合連合会	308	15	21	37	12.0%	7,732,680	5,326,860	2,405,820	1,443,492	38	12.3%	8,328,640	5,740,020	2,588,620	1,480,725
39 高知県	高知市管工事設備業協同組合	44	7	7	11	25.0%	4,187,130	2,885,220	1,301,910	781,146	10	22.7%	3,894,600	2,684,000	1,210,600	692,480
40 福岡県	福岡県管工事業協同組合連合会	479	7	15	39	8.1%	13,256,820	9,132,230	4,124,590	2,474,754	45	9.4%	13,819,410	9,518,950	4,300,460	2,474,754
41 佐賀県	佐賀県管工事業協同組合連合会	173	0	0	18	10.4%	4,421,750	3,047,400	1,374,350	824,610	19	11.0%	4,466,590	3,078,560	1,388,030	824,610
42 長崎県	長崎県管工事業協同組合連合会	133	2	3	18	13.5%	4,213,410	2,901,030	1,312,380	787,428	20	15.0%	3,787,080	2,608,600	1,178,480	674,106
43 熊本県	熊本県管工事業組合連合会	261	2	8	19	7.3%	4,450,530	3,065,180	1,385,350	831,210	23	8.8%	4,748,050	3,269,450	1,478,600	845,779
44 大分県	大分県管工事業協同組合連合会	240	1	9	38	15.8%	9,436,920	6,500,640	2,936,280	1,761,768	39	16.3%	9,048,720	6,232,340	2,816,380	1,611,007
45 宮崎県	宮崎県管工事業協同組合連合会	197	4	19	35	17.8%	8,810,470	6,070,180	2,740,290	1,644,174	35	17.8%	8,163,220	5,624,360	2,538,860	1,452,262
46 鹿児島県	鹿児島県管工事業協同組合連合会	224	0	6	14	6.3%	3,889,030	2,676,580	1,212,450	727,470	20	8.9%	5,109,900	3,518,160	1,591,740	910,497
47 沖縄県	沖縄県管工事業協同組合連合会	84	0	3	17	20.2%	4,704,790	3,236,700	1,468,090	880,854	21	25.0%	6,356,410	4,377,630	1,978,780	1,131,889
	総計	15,753	332	466	1,240	7.9%	340,694,150	235,451,000	105,243,150	63,145,890	1348	8.6%	379,782,230	262,261,570	117,520,660	67,383,952

B

①

②

A

空白ページ

(報告事項6)

全管連発30第21号

平成30年1月31日

会員各位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

現場で役に立つ！使える！
「漏水事故防止チェックシート」の作成について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、管工事業においても、工事中および工事完成・引渡後に生じた事故によって第三者や財物に損害を与える場合があります。損害の金額では「漏水」に起因するものが8割を占めています。

このため、本会の事業委員会・部会では実際に現場で配管工（作業員）が実践できる、漏水を起こさせない配管工事チェックシート（PDF）を作成し、2月1日より本会ホームページのトップページにて公開します。所属会員企業におかれましては、拡大・縮小でプリントアウトして現場に持参いただき、活用ください。

(全管連ニュース2月号にて紹介いたします)

敬具

本件に関する問い合わせ先

事務局・上田

E-mail:news@zenkanren.or.jp

電話 03-5981-8957

全国管工事業協同組合連合会 現場で役に立つ！使える！ 漏水事故防止チェックシート

建設業である管工事業において、工事中及び工事完成・引渡後に生じた事故によって第三者や財物に損害を与える場合があります。事故件数では「破損」及び「漏水」が大きな割合を占めますが、損害賠償の金額では「漏水」に起因するものが8割近くも占めています。

特に漏水の事故形態によっては1事故で数千万円の支払いが求められるケースが発生しており、会社の経営基盤を大きく脅かすこととなります。漏水事故防止や再発防止のためには、竣工間際の追い込みになっても、施工手順、品質の確認及び試運転調整を実施し、施工不良、確認不足及び材料選定ミスなどの人為的ミスに対して対策を講じることです。

このため、本会では実際に現場で配管工（作業員）が実践できる、漏水を起こさせない配管工事チェックシートを2、3頁のとおり作成しました。プリントアウトして、現場に持参いただき、活用ください。また、4頁には漏水事故データを付しております。

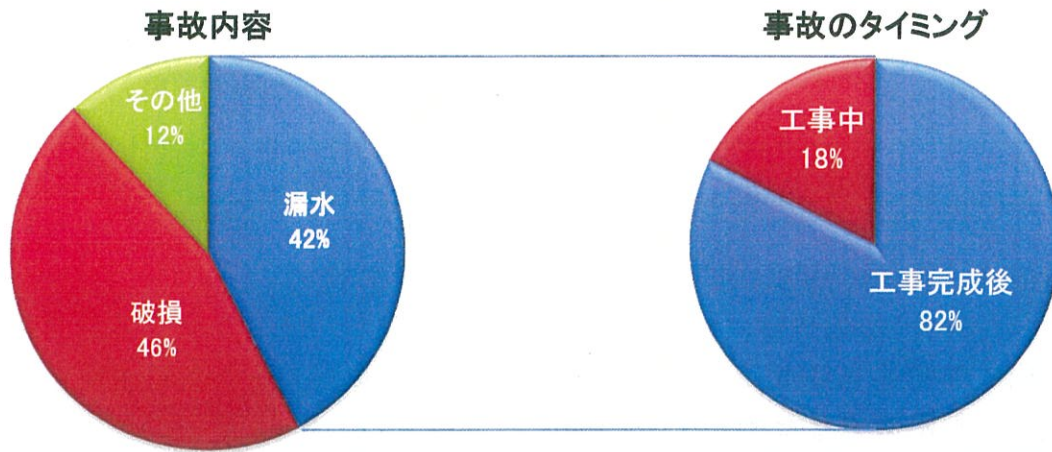
それでも工事中、工事完了後に発生する賠償リスクは避けられません。本業界に特化した管工事賠償補償制度を4頁に用意しております。ぜひ、加入についても検討ください。

全国管工事業協同組合連合会(国土交通省認可団体)

<http://www.zenkanren.or.jp/>

1. 漏水事故分析

漏水事故は、工事中・工事完成後を問わず、多く発生しています。



管工事賠償補償制度調べ(平成25年11月1日から平成28年10月31日)

2. 事故事例

漏水事故は、発生した建物によっては高額な損害賠償となるケースがございます。

工事中・完成後	事故概要	賠償額
工事完成後の事故	分譲マンション新築工事で、水道管の接続不要により漏水	約3,000万円
工事中の事故	止水栓の閉め忘れにより、階下テナントに漏水	約1,500万円
工事中の事故	店舗空調設備工事で、誤って既設水道管をキズつけ、漏水	約1,300万円

3. 管工事賠償補償制度(賠償責任保険)の補償内容・保険金額

身体賠償・財物賠償ともに高額な保険金額で安心をお届けします。

工事中・完成後	身体賠償	財物賠償
工事完成後の事故(請負賠償補償)	1名 2億円 / 1事故 5億円	1事故 1億円
工事中の事故(生産物賠償補償)	1名 2億円 / 1事故・期間中 5億円	1事故・期間中 1億円
施設の所有・使用または管理に起因する事故(施設所有管理者賠償補償)	1名 2億円 / 1事故 5億円	1事故 1億円
主な特約	【請賠】交差責任担保追加条項(Both-Way)、作業対象物担保追加条項 【施設賠】漏水担保追加条項	
【自己負担額(免責金額)】	プランⅠ : 1事故につき身体賠償・財物賠償ともに10万円 プランⅡ : 1事故につき身体賠償0万円、財物賠償3万円	

このご案内は概要を説明したものです。管工事賠償補償制度のご加入手続きその他詳細につきましては、取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ

<引受保険会社>
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL03(3349)3820 FAX03(6388)0157 受付時間:平日/午前9時～午後5時

<取扱幹事代理店>
株式会社ウーベル保険事務所
〒104-0041 東京都中央区新富町2-4-5 ニュー新富ビル8F TEL03(3553)8552 FAX03(3553)8553

受付時間:平日/午前9時15分～午後5時15分

(SJNK17-15605) 2017年12月12日作成

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

『中央会・業務災害補償制度』のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「業務災害補償制度」は、就業中のケガに加え、過重労働やメンタルヘルズに起因する労働災害認定も増加しているなか、業務上の事故によるケガや事業者の使用人賠償責任を補償する制度となります。

本会は全国中小企業団体中央会の会員であるため、会員事業者の皆様は本会を通じて「中央会・業務災害補償制度」への加入が可能です。これまで法定外労働災害補償制度より充実した補償を求める会員事業者にのみ本制度をご案内してまいりましたが、近年、保険金の高額な支払いに対する広く手厚い補償へのニーズの高まりを受け、その加入件数が増加していることから、今後は全管連組織を活用し、本制度の積極推進を図ることといたしました。

なお、本会を通じて「中央会・業務災害補償制度」へご加入いただいた場合には、中央会より一定の制度普及費が本会に支払われますので、本会を通じてのご加入を積極的に推進いただきますようご協力をお願い申し上げます。

説明会実施等のご要望があれば、本会より引受保険会社の担当者を派遣し、法定外労働災害補償制度も含めて商品内容を詳細に説明いたしますので、別紙申込書にてお申し込み下さい。

引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。 敬具

■業務災害補償制度の特徴について

- (1) 保険料は個別加入より30%割安です。また加入者ごとの割引もあります。
- (2) 保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いします。
- (3) 保険金を企業にお支払いすることが可能です。
- (4) ケガだけでなく、うつ病による自殺や過労死等の新型労災にも対応します。
- (5) 経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能です。

〈本件に関するお問合せ先〉

事務局 鈴木、依田(いだ)

電 話 03(5981)8957

FAX 03(5981)8958

メール ida-jiro@zenkanren.or.jp(依田)

「中央会・業務災害補償制度」対応依頼票

送付日：平成 年 月 日

貴社名	フリガナ	ご担当者	フリガナ
所属組合名			決算月 月
ご住所	フリガナ		
	〒		
ご連絡先 電話番号	()	ご連絡先 FAX番号	()

以下の内容について対応を依頼します。(希望する対応に○をしてください)

	対 応 内 容
<input type="radio"/>	制度の内容について詳しい説明を聞きたいので、連絡をもらいたい。 ※ご希望の日時があればご記入下さい。 → ()
<input type="radio"/>	制度に加入したいので、手続きの方法を教えてください。 ※ご希望の日時があればご記入下さい。 → ()
<input type="radio"/>	その他 ※具体的な内容をご記入下さい。 → []



お近くの損保ジャパン日本興亜もしくは取扱代理店より、ご連絡をさせていただきます。
 (対応には2,3日かかる場合がありますのでご注意ください。)

(報告事項 8)

月 日	平成30年(2018年)
2月9日(金)	事務局研修会 13:30(品川プリンスホテル)
4月26日(木)	部長会 13:30(ヤマモト大塚ビル4階)
5月22日(火)	総務部会 14:00(ヤマモト大塚ビル4階)
6月4日(月)	経理部会 13:30(ヤマモト大塚ビル4階)
6月5日(火)	監事会 12:00(ヤマモト大塚ビル4階)
6月7日(木)	正副会長・部長会議 14:00(日本水道協会)
6月19日(火)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
7月4日(水)	通常総会14:00、全国大会15:30、懇親会17:30(静岡県グランシップ)
7月20日(金)	九管連 (宮崎) 調整中
7月31日(火) 8月1日(水)	全国設備工業教育研究会 (広島)調整中
8月23日(木)	北信越ブロック会議(石川)調整中
9月13日(木)	東北ブロック会議(秋田)調整中
10月17日(水)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
10月18日(木)	中部ブロック会議(岐阜県下呂市)
11月2日(金) ~5日(月)	技能五輪全国大会(沖縄県)
11月6日(火) ~7日(水)	日水協・平成30年度応援訓練(静岡市) 調整中